

令和8年熊本地震梨産地復旧支援事業

令和8年熊本地震により収穫開始直後の梨等が落下するなど、甚大な被害が発生しました。このため、被災した農業者の早期営農再開に向けた取組に対して支援します。

対象者

被災農業者

※被災した農地等が所在する市町村へ申請をお願いします。

※県事業実施要領制定前ですので、今後、内容等が変更になる場合があることをあらかじめご了承ください。

事業の内容・補助率

支援内容		補助率等
(1)病害の発生・まん延防止	被災による果実の落下に伴う病害の発生・まん延防止に必要な落下果実の処分及び追加防除に必要な作業労務費及び薬剤費	定額 (25,000 円/10a 以内)
(2)樹勢回復	被災に伴う樹勢低下からの回復に必要な整枝及び追加施肥に必要な作業労務費及び肥料費	定額 (28,000 円/10a 以内)
(3)梨の花粉確保	被災により使用不能となった梨の花粉を確保する取組に必要な経費。	定額 (5,500 円/人日以内 (上限1戸あたり4人日))

支援の要件

■(1)病害の発生・まん延防止、(2)樹勢回復

令和8年熊本地震の影響により農作物等に甚大な被害を受けたほ場等であること。
(被害状況がわかる写真等により、被害にあったことが確認できること)

■(3)梨の花粉確保

令和8年熊本地震に伴う停電、建物・設備の損壊、その他地震に直接起因する事由により、貯蔵花粉が変質又は損失し、受粉作業に使用不能となったこと。

事業実施期間

令和8年(2026年)7月28日から令和9年(2027年)3月31日

問い合わせ先

熊本市農業支援課 096-328-2384

熊本市北東部農業振興センター農業振興課 096-272-1117

熊本市西南部農業振興センター農業振興課 096-329-1158